

## いばらき自転車活用推進計画（仮称）策定委員会設置要項

### （設置）

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）を踏まえ、県内全域における自転車の利活用を総合的・計画的に推進していくことを目的として、課題等を整理し、具体的な目標や施策等、茨城県版の自転車活用推進計画を策定するため、いばらき自転車活用推進計画（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （役割）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議及び助言等を行うものとする。

- (1) 茨城県内における自転車利活用の現状と課題の整理
- (2) 茨城県内における自転車利活用に向けた具体的な目標や施策
- (3) いばらき自転車活用推進計画（仮称）の策定

### （組織等）

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者等の中から茨城県知事が委嘱するものとする。
- 3 委員長は、会議の会務を処理し、会議を代表する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 5 委員長に事故のあるときは、委員長が指名した者が、その職務を代理する。
- 6 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会議）

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### （部会）

第5条 委員会の運営を円滑に進めるため、必要と認めるときは、部会を設置することができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、茨城県政策企画部地域振興課において行う。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、平成30年5月31日から施行する。

別表

| 区 分   | 氏 名    | 所 属 ・ 役 職 等                           |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 学識経験者 | ◎屋井 鉄雄 | 東京工業大学副学長・教授                          |
|       | 久保田 尚  | 埼玉大学大学院理工学研究科教授                       |
| 民間事業者 | 本村 陽一  | 国立研究開発法人産業技術総合研究所<br>人工知能研究センター 首席研究員 |
|       | 室谷 恵美  | LIFE CREATION SPACE OVE マネージャー        |
|       | 中島 祥元  | (一社)ルーツ・スポーツ・ジャパン代表理事                 |
|       | 宮内 忍   | 日本サイクルツーリズム推進協会理事                     |
|       | 絹代     | サイクルライフナビゲーター                         |
| 関係団体等 | 青山 俊士  | 茨城県サイクリング協会専務理事                       |

◎委員長